

若者向け消費者教育の拡充について（案）

【概要】

成年年齢引下げにより、新たに成人となる高校生をはじめ、若者の消費者トラブルの未然・拡大防止を図るため、市内高校と連携し、出前講座など拡充して実施

【事業内容】

①市内高校向け出前講座（案）の周知及び実施（令和5年度新規）

若者向け出前講座（案）を作成し、現在まで出前講座の実績がない高校を中心に、消費者教育の必要性を周知、家庭科授業等での講座実施を目指す。

②市内大学・高校行事への参加（令和4年度）

実施校：梅花女子大学学園祭（小梅祭）、茨木高校文化祭、茨木西高校文化祭

内 容：若者に多いトラブル事例の紹介、消費生活センターや消費者ホットライン188の周知

③二十歳のつどい（旧成人祭）案内通知文書への啓発チラシ封入（令和3年度より継続）

市社会教育振興課と連携のうえ実施

啓発アニメ動画「だまされざるTV」や消費者ホットライン188を紹介（約3,000通）

④市内大学・高校へ啓発リーフレット配布（令和3年度継続）

市内大学5校 令和4年度新入生向け（約3,600冊）高校10校 3年生（卒業生）向け（約3,800冊）

【効果及び今後の方向性】

出前講座は、若者に直接働きかける貴重な機会であり、教諭や生徒からのアンケート結果からも好評を得ており、効果的な啓発手法である。上記事業を継続するほか、イベントの開催やSNS等による情報発信など、様々な機会を活用し、若者への効果的な消費者教育を拡充する。